

景観条例等により地域の歴史や文化・景観を維持しながら居住用住宅の新築・改築に助成を行っている取組
(岐阜県高山市)

【支援措置】
 中心市街地活性化ソフト事業 総務省【事業経費の1/2を特別交付税により措置】

【事業費】
 7,000千円(支援措置対象経費:7,000千円)

中心市街地地域外から中心市街地地域内への移住を目的として、自己居住用の住宅の新築・改修および取得に対して補助を行う。

中心市街地地域の人口減少が進み、居住者が不在となったことで空き家や空き地を増加させ、市の貴重な財産である文化の継承、町並みの景観の維持が危ぶまれ、まちの魅力や個性を無くしていく状況であることや、少子高齢化も顕著で、町内会や子供会等のコミュニティ組織の運営や地域単位の文化活動、社会教育活動も困難となっている状況であることから居住者の減少に歯止めをかけることが課題であった。

中心市街地人口の増加につながる新築等(移住を伴うもの)に対して工事費の一部を補助する。補助対象となる経費は、設計・管理委託費、整地費、新築・改修に要する経費、住宅の取得に要する経費等である(土地購入費や既存建物の撤去費用は除く。)。なお、新築・改修する住宅は、高山市の景観条例及び景観計画のまちづくりの方針に適合させなければならない。

また、補助対象者は、補助対象となる建物に今後5年以上継続して定住し、地域住民との交流を積極的に図る意思がある者とし、申請の際に宣誓書を提出することとされている。

市外からの移住を促進し、一層の居住人口の増加を図り、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため、第2期中心市街地活性化基本計画の策定に合わせて補助内容の見直しを行った。

【見直し前(～H26)】

工事費の1/2、上限100万円

【見直し後(H27～)】

移住者が市外から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限150万円

移住者が市内から中心市街地に移り住む場合、事業費の1/2、上限100万円

平成22年度から平成30年度までの9年間で約300人が市外から中心市街地地域内へ移住し、移住促進及び居住誘導の成果が表れている。

制度利用件数(203件)のうち、新築が110件、改修が79件である。また、市外からの移住に係るものは203件中108件であり全体の約半数となっている。

【計画書の事業名】 まちなか定住促進事業

シールスルーシャッター等設置事業
 中心市街地地域内において、小売業、飲食業及びサービス業などをこれらから集めるとする方が又は既に営んでいる方が市内のシールスルーシャッターの新築工事又は改修工事又はシールスルーシャッターの新築工事費は当該シールスルーシャッターの改修工事に関する経費の一部を補助します。
 シースルーシャッター新設 対象経費 1/3 限度額 45万円
 ショーウィンドー新設 対象経費 1/3 限度額 45万円ほか

創業、事業所開設にかかる相談
 創業を支援している方や事業所の開設に対するさまざまな相談(※)に応じます。
 ※創業支援、経営相談、融資相談、空き家等の紹介など

まちなか定住促進事業
 中心市街地地域内に居住する方がいる場合に自己居住用の住宅の新築・取得・改修に関する経費の一部を補助します。
 1 市外から中心市街地への移住者 対象事業費の1/2 限度額 150万円
 2 市内から中心市街地への移住者 対象事業費の1/2 限度額 100万円
 3 中心市街地の住居に同居者がおり、自給する場合は 対象経費300万円以上で30万円
 ※ 原則、他の市補助金との併用は認めません。ただし、補助対象経費が上限値の1%以内は併用して補助することができます。
 ※ このほか中心市街地が実施している各種特別制度があります。(※ 市のホームページ参照)

まちなか活性化イベント補助金
 中心市街地を活性化の目的、市の景観、観光、交流などを活用したイベント(フリーマーケット、集荷フェスティバル、産物フェア、ワークショップ等)を企画・実施し、まちの活性化を図ることを目的として、実施する経費の一部を補助します。
 補助率 対象事業費の2/3
 限度額 20万円

電子決済端末普及促進事業
 店舗に電子決済端末を導入しようとする事業者に対して導入に係る経費を補助します。
 1 店舗につき1台の電子決済端末の導入及び回収工事費
 1台につき限度額 5万円
 タブレット端末も補助対象となりました。タブレット購入の場合、補助率が1/2となります。
 ただし、既に電子決済端末を導入している場合は、請求の受付にあたり、買い取替等の利便性の向上(新しいカード受付けの増加等)が認められる場合に限りとなります。

